

閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和 7 年第 1 回定例市議会提出議案

（ 予 算 案 を 除 く 。 ）

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案)		
1	藤井寺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	1
2	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	3
3	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について	5
4	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	7
5	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	1 0
6	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	1 2
7	職員の旅費に関する条例の一部改正について	1 4
8	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	2 1
9	藤井寺市下水道条例の一部改正について	2 3
1 0	市道路線の認定、廃止及び変更について	2 6
1 1	藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2 8
1 2	藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3 0

このほかの提出議案

- | | | |
|------|-----|---------------------------------------|
| 議案番号 | 1 3 | 令和 6 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 9 号）について |
| | 1 4 | 令和 6 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について |
| | 1 5 | 令和 6 年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について |
| | 1 6 | 令和 7 年度藤井寺市一般会計予算について |

- 1 7 令和 7 年度藤井寺市国民健康保険特別会計予算について
- 1 8 令和 7 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算について
- 1 9 令和 7 年度藤井寺市介護保険特別会計予算について
- 2 0 令和 7 年度藤井寺市公共下水道事業会計予算について

議案第 1 号

藤井寺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部 改正について

藤井寺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 3 9 4 号）により、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤続年数区分に、新たに「3 5 年以上」の区分が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

藤井寺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年藤井
寺市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令
（昭和 31 年政令第 346 号）別表」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後に退職した
非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、
なお従前の例による。

議案第 2 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地域の需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として「藤井寺市地域公共交通会議」を設置するとともに、当該会議の委員の報酬額を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長	藤井寺市病院跡地 活用検討委員会	市民病院跡地の活用に関する調査審議に関する事務
----	---------------------	-------------------------

」

を

「

市長	藤井寺市病院跡地 活用検討委員会	市民病院跡地の活用に関する調査審議に関する事務
市長	藤井寺市地域公共交通会議	地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様、運賃等についての調査審議に関する事務

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表空家等対策協議会委員の項の次に次のように加える。

地域公共交通会議委員	日額 9,500円
------------	--------------

議案第 3 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）が改正され、同法に項ずれが生じることに伴い、本条例中の同法引用部分について文言の整理を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す
る条例の一部を改正する条例

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤井
寺市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第
2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を
「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）の施行により、「懲役及び禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が新たに創設されることから、関係する条例において文言の整理等所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第3号及び第4号並びに第24条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項及び第12条の3第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(藤井寺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 藤井寺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(藤井寺市ラブホテル建築の規制に関する条例の一部改正)

第4条 藤井寺市ラブホテル建築の規制に関する条例（平成10年藤井寺市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(藤井寺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 藤井寺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（令和3年藤井寺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第6条 藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上（死刑を除く。）の刑が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

議案第 5 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に
ついて

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

「国民健康保険運営協議会会長」及び「国民健康保険運営協議会委員」に係る報酬額を改定するとともに、「地区保健推進員」に係る報酬の規定を削除するものである。

藤井寺市条例第 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 4 年藤井寺市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

国民健康保険運営協議会会長	年額	4 9 , 0 0 0 円
国民健康保険運営協議会委員	年額	3 2 , 0 0 0 円

」

を

「

国民健康保険運営協議会委員	日額	9 , 5 0 0 円
---------------	----	-------------

」

に改め、同表地区保健推進員の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 6 号）により、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）の一部が改正されたことに伴い、失業者の退職手当に関する規定の改正その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第6項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤井寺市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第15条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

議案第 7 号

職員の旅費に関する条例の一部改正について

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の一部が改正されたことに伴い、本市においても社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図るため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第2条第1項第2号中「勤務場所」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第3号中「届出」を「婚姻の届出」に改め、同条第2項を削る。

第3条第2項第1号中「（免職を含む。）」を「、免職」に改め、同条第3項中「前項の規定による」を「同項の規定による」に改め、同条第4項中「証人」の次に「、鑑定人」を、「参考人」の次に「、通訳」を加え、同条第5項中「その出発前に」を削り、「を変更（取消しを含む。以下同じ。）され」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「となった」を「となる金額又は支出を要する」に、「市長が」を「規則で」に改め、同条第6項中「交通機関等の事故又は」を削り、「市長が定める事情」を「規則で定める事情」に、「市長が定める金額」を「規則で定める金額」に改める。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に改め、「場合」の次に「で、前項の規定に該当する場合」を加え、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第5条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料及び食卓料とする」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、第8条から第14条までに定めるところによる」に改め、同条第2項から第7項までを削る。

第6条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び第8条から第14条までに定める内容に基づき」を加え、「より計算」を「よって計算」に改め、同条ただし書中「よって旅行」を「より旅行」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項中「の支払」を「の支給」に改め、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)」を加え、「書類を添えてこれを」を「資料を添えて、これを」に改め、同項後段中「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費」に、「書類を」を「資料を」に、「その旅費」を「、その旅費」に改め、「の金額」を削り、同条第2項中「当該旅行に」を「、当該旅行に」に改め、同条第4項中「、支出し」を「支出し」に、「差し引くことができる」を「差し引かなければならない」に改め、同条第5項中「、必要な添付書類」を「及び必要な資料」に、「及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、市長が」を「又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。以下同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移

動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第 2 章の章名を削る。

第 9 条から第 1 4 条までを次のように改める。

(船賃)

第 9 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第 1 1 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第 1 0 条 航空賃は、航空機（航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2 条第 1 8 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第 1 1 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合

旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第 12 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第 13 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 8 条から第 11 条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第 14 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

第 15 条中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条ただし書中「第 13 条」を「第 12 条」に、「宿泊料の」を「宿泊費の現に支払った費用の」に、「宿泊料を」を「宿泊費を」に改める。

第 3 章の章名を削る。

第 17 条を次のように改める。

(退職者、遺族等の旅費)

第 17 条 職員が出張中に退職等となった場合又は死亡した場合には、当該職員又はその遺族に対し、規則の定めるところにより旅費を支給する。

第 4 章の章名を削る。

第 21 条を第 23 条とし、第 20 条の次に次の 2 条を加える。

(旅費の返納)

第 21 条 支出命令者等は、旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に

違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（旅費の支給額の上限）

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条及び第13条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第21条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費

の支給を受けた場合について適用する。

議案第 8 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 5 3 号）により、栄養士法（昭和 2 2 年法律第 2 4 5 号）が改正され、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部が改正されたことに伴い、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26
年藤井寺市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 2 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

藤井寺市下水道条例の一部改正について

藤井寺市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

標準下水道条例（昭和 3 4 年 1 1 月 1 8 日付け厚生省衛発第 1 1 0 8 号・建設省計発第 4 4 1 号）の改正による指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させている規制の廃止及び下水道法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 号）による排水基準等の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市下水道条例の一部を改正する条例

藤井寺市下水道条例（平成14年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「専属」を「選任」に改め、同条第3項第2号中「寄付行為」を「寄附行為」に改め、「住民票」の次に「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）」を加え、同項第4号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の」を「責任技術者に係る」に改める。

第9条第1項第1号中「が1人以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第24条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき
380ミリグラム未満

第24条第1項に次の2号を加える。

- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (7) 磷含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

第24条第2項中「前項第1号から第3号まで」を「前項第1号から第4号まで、第6号及び第7号」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき
125ミリグラム未満

第24条第2項に次の2号を加える。

- (5) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満
- (6) 磷含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満

第24条第3項を次のように改める。

3 特定事業場から排除される下水に係る水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

- (1) 第1項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水

が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道（法第１２条の１０第１項に規定する雨水流域下水道を除く。）からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和４９年大阪府条例第８号）により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項第１号、第５号又は第６号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。

- (2) 第１項第２号から第５号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合における同項第２号から第４号までに掲げる項目に係る水質にあつては、当該各号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。

第２５条第１項第７号中「第４号」を「第５号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同号を同項第１０号とし、同項中第６号を第７号とし、同号の次に次の２号を加える。

(8) 窒素含有量 １リットルにつき２４０ミリグラム未満

(9) 磷含有量 １リットルにつき３２ミリグラム未満

第２５条第１項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 １リットルにつき
３８０ミリグラム未満

第２５条第２項中「前項第２号から第５号まで」を「前項第２号から第６号まで、第８号及び第９号」に改め、同項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

(2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 １リットルにつき
１２５ミリグラム未満

第２５条第２項に次の２号を加える。

(6) 窒素含有量 １リットルにつき１５０ミリグラム未満

(7) 磷含有量 １リットルにつき２０ミリグラム未満

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 10 号

市道路線の認定、廃止及び変更について

次のとおり路線を認定、廃止及び変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1 認定路線

路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
小 山 2 1 9 号 線	小 山 2 丁 目 1 1 番 7 先 小 山 2 丁 目 1 1 番 6 先	_____
小 山 2 2 0 号 線	小 山 2 丁 目 2 7 0 番 5 先 小 山 2 丁 目 2 7 0 番 5 先	_____
小 山 2 2 1 号 線	小 山 1 丁 目 4 6 7 番 4 先 小 山 1 丁 目 4 6 7 番 7 先	_____
小 山 2 2 2 号 線	小 山 3 丁 目 1 8 4 番 9 先 小 山 3 丁 目 1 8 4 番 7 先	_____
小 山 2 2 3 号 線	小 山 1 丁 目 4 6 1 番 3 先 小 山 1 丁 目 4 6 1 番 5 先	_____
御 舟 町 1 7 号 線	御 舟 町 7 9 番 1 先 御 舟 町 7 9 番 5 先	_____
野 中 4 9 号 線	野 中 3 丁 目 1 0 3 4 番 4 先 野 中 3 丁 目 1 0 3 4 番 7 先	_____
林 7 7 号 線	林 6 丁 目 3 8 2 番 5 先 林 6 丁 目 3 8 2 番 4 先	_____
沢 田 7 8 号 線	沢 田 3 丁 目 6 4 0 番 5 先 沢 田 3 丁 目 6 4 0 番 3 先	_____

沢 田 7 9 号 線	沢 田 1 丁 目 1 0 1 番 4 先 沢 田 1 丁 目 1 0 1 番 1 2 先	_____
国 府 5 7 号 線	国 府 2 丁 目 1 0 7 番 4 0 先 国 府 2 丁 目 1 0 7 番 4 0 先	_____

2 廃止路線

路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
恵 美 坂 2 5 号 線	恵 美 坂 1 丁 目 1 2 1 番 4 9 先 恵 美 坂 1 丁 目 1 2 1 番 5 8 先	_____

3 変更路線

路 線 名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地
小 山 1 2 号 線	新	小 山 2 丁 目 2 6 7 番 4 3 先 小 山 2 丁 目 2 7 0 番 7 先	_____
	旧	小 山 2 丁 目 2 6 7 番 4 3 先 小 山 2 丁 目 2 6 7 番 3 9 先	_____
小 山 1 1 3 号 線	新	小 山 2 丁 目 3 8 3 番 3 先 小 山 2 丁 目 1 1 番 3 先	_____
	旧	小 山 2 丁 目 3 8 3 番 3 先 小 山 2 丁 目 1 2 番 1 先	_____
藤 ケ 丘 4 1 号 線	新	藤 ケ 丘 4 丁 目 4 7 7 番 2 2 先 藤 ケ 丘 4 丁 目 4 8 0 番 2 先	_____
	旧	藤 ケ 丘 4 丁 目 4 7 7 番 2 2 先 藤 ケ 丘 4 丁 目 4 7 9 番 1 0 先	_____

提案理由

開発行為の完了等による市道路線の認定及び変更並びに一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線の廃止を行うものである。

議案第 11 号

藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

足 立 義 幸

提案理由

令和 7 年 5 月 31 日任期満了によるものである。

住所

足 立 義 幸

略 歴

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

同 29年 7月 藤井寺市市民協働推進委員会委員（現在に至る）

[Redacted]
[Redacted]

同 30年 5月 藤井寺市子ども・子育て会議委員

同 30年 7月 藤井寺市生涯学習審議会委員

同 31年 4月 藤井寺市景観審議会委員（現在に至る）

令和 3年 6月 藤井寺市教育委員会委員（現在に至る）

[Redacted]

議案第 12 号

藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

丸 岡 耕 平

提案理由

令和 7 年 6 月 7 日任期満了によるものである。

住所

丸岡耕平

略歴

[Redacted text block]

同 21年 6月 藤井寺市公平委員会委員

同 25年 6月

藤井寺市公平委員会委員

同 29年 6月 藤井寺市公平委員会委員

令和 3年 6月 藤井寺市公平委員会委員（現在に至る）

